

第 28 回熊本市景観審議会議事録（要旨）

日 時 令和 2 年(2020 年)8 月 18 日（火）午後 2 時 00 分から午後 4 時 00 分

場 所 熊本市役所 議会棟 2 階 予算決算委員会室

出席者

（委員）田中会長、原田委員、奥住委員、柴田委員、鄭委員、星野委員、吉川委員、川口委員、木下委員、濱田委員、丸山委員、宮崎委員、古賀委員、二宮委員

（事業者）日本生命保険相互会社（受任者：株式会社大林組）

駅周辺整備事務所 松尾副所長、石井主査、平田主任技師

（事務局）能勢総括審議員、上野都市整備景観課長、栗田副課長、磯田副課長、

酒井都市デザイン室長、村上主幹、徳田主幹、谷口主査、木下主査、木村参事、

荒木主任技師、石川主任技師、川上主任主事、中野技師

【議題】

[諮問]

- 1.（仮称）日本生命熊本ビル建替え計画について
2. 熊本駅バス停屋外広告物許可について

[報告]

3. 専門委員会の開催状況について
4. 熊本市光のマスタープランの進捗状況について

【概要】

1.（仮称）日本生命熊本ビル建替え計画について

事務局より総合設計制度とまちなか再生プロジェクトについて説明後、事業者より「（仮称）日本生命熊本ビル建替え計画について」前回からの変更点等の説明。審議会委員より事業者への質問後、審議を行った。（審議の際、事業者は退出）

■景観審議会として得た結論は次のとおり

（仮称）日本生命熊本ビル建替え計画については、主に市電沿いの圧迫感、周辺環境に対するボリュームの大きさが心配されるものの、外壁はガラス張りで透明性が高いこと、セットバックを行い、通りに面し樹木を植えるなど緑地を確保していること、東側は吹き抜けて大きな作り方であること等、圧迫感の軽減に関する数々の配慮がなされていることを総合的に判断して、良好な景観形成に支障はないと認められる。

ただし、次の点については考慮願いたい。

・夜間景観においては、周辺地域との連続性や安心感に寄与するような照明計画としていただきたい。

[事務局に対する意見]

- ・今後審議会に諮問する際には、周辺の街並みに調和していることが分かるようなパースを作成し、景観形成基準に適合しているかどうか確認できるようにしていただきたい。
- ・パースの記載方法について計画建物等の前後の比較時は同一の描写条件で記載いただきたい

い。

2. 熊本駅バス停屋外広告物許可について

事務局より屋外広告物の許可について説明後、熊本駅周辺整備事務所より計画内容の説明。
審議会委員より事業者への質問後、審議を行った。（審議の際、事業者は退出）

■ 景観審議会として得た結論は次のとおり

熊本駅バス停屋外広告物許可については了承する。

ただし、次の点については考慮願いたい。

- ・ デジタル広告の表示範囲を明確に示すこと。
- ・ 審査基準への適合性を運用要綱の記載事項で明確に表現すること。
- ・ 運用要綱が変更される際の手続き方法を要綱に明記すること。
- ・ 運用要綱に日付、更新記録、所有権移転時の引継ぎ方法について記載すること。

[事務局に対する意見]

- ・ 屋外広告物の許可要件外ではあるが、広告の内容制限や広告主の業種制限について要綱の記載内容を整理すること。

3. 専門委員会の開催状況について

事務局から報告を行い、特に意見はなかった。

4. 熊本市光のマスタープランの進捗状況

事務局から説明を行った。

景観審議会の意見は以下の通り。

- ・ 実証実験について官民連携による取組を検討すること。